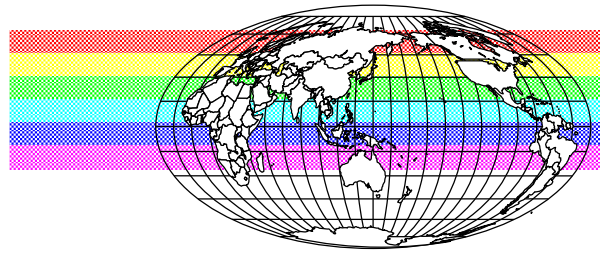


海外への販路開拓を応援します

モノづくり海外見本市等 出展支援助成金のご案内



◇モノづくり海外見本市等出展支援助成金の目的・概要

(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構では、東大阪市内の中小企業者等の海外への販路開拓を支援するため、海外見本市等に出品される際に、予算の範囲内で1件あたり20万円を上限に助成金を交付いたします。

◇助成対象者（1、2それぞれの区分に応じ、いずれの要件にも該当すること）

1. 中小企業者（中小企業基本法に規定する中小企業で製造業（ファブレスを含む）を営んでおり、みなし大企業でない）の場合
 - ①東大阪市に所在地、主たる生産拠点（工場）、企画設計または研究開発拠点（研究所）を有していること。
 - ②申請日現在において1年以上東大阪市内で事業を営んでいること。
 - ③東大阪市税の滞納がないこと。
2. 中小企業団体の場合
 - ①東大阪市に所在地を有し、団体を構成する事業者の過半数が「1. 中小企業者」に該当すること。
 - ②申請日現在において1年以上東大阪市内で活動をしていること。

◇助成対象事業

上記の目的を達するために、中小企業者等が製造・開発する製品・技術を自ら海外見本市等へ出展するものが対象となります。ただし、以下に記すものは対象外となります。

- ①即売会や物産展等、販売を主たる目的とするもの。
- ②来場者が特定の企業等に限られるもの。
- ③同一の対象者が過去に同一の海外見本市等へ出展しこの助成金の交付を受けているもの。
- ④1会計年度内で同一の対象者がすでにこの助成金の交付を受けているもの。
- ⑤法令等に抵触するおそれがあるもの。
- ⑥その他、当機構が不適切と判断したもの。

◇助成対象経費、助成金額

助成対象経費：今年度中に開催される海外見本市等への出展であって、今年度中に支出した出展小間料[※]。

※消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。

助成金額：{(助成対象経費) - (国、府や他団体からの補助・助成金)} × 1 / 2

助成限度額：20万円（本年度の予算額100万円を上回る申請があった場合は按分とします）

◇申請受付期間

平成28年9月15日（月）～9月30日（金）

申請に必要な書類を機構事務局まで郵送またはご持参ください（必着）。

申請書類については、機構事務局で配布しています。

また、下記の機構ホームページからダウンロードすることもできます。

機構ホームページ：<http://hispa.h-osaka.jp>

◇助成金交付申請に際し提出していただく書類

提出していただく書類	法人については履歴事項全部証明書及び定款（写し）、個人事業者については住民票（発行後3ヶ月以内）（写し）、中小企業団体については申請者の概要が分かる書類
	出展する展示会等の案内等、概要及び出展小間料が分かる書類
	モノづくり海外見本市出展支援助成金交付申請書（様式第1号）
	役員名簿（様式第1-2号）
	助成事業計画書（様式第2号）
	助成事業収支予算書（様式第3号）
	最新の東大阪市税の納税証明書（課税対象となる場合に限り）
	その他、機構が特に必要と認めるもの

◇審査について

①【申請者から交付の申請があった助成金の合計額が予算の範囲内である場合】

当該申請について、助成金の目的に沿っており、かつ、添付書類に不備がないときは、助成金を交付することが適当であると認めます。

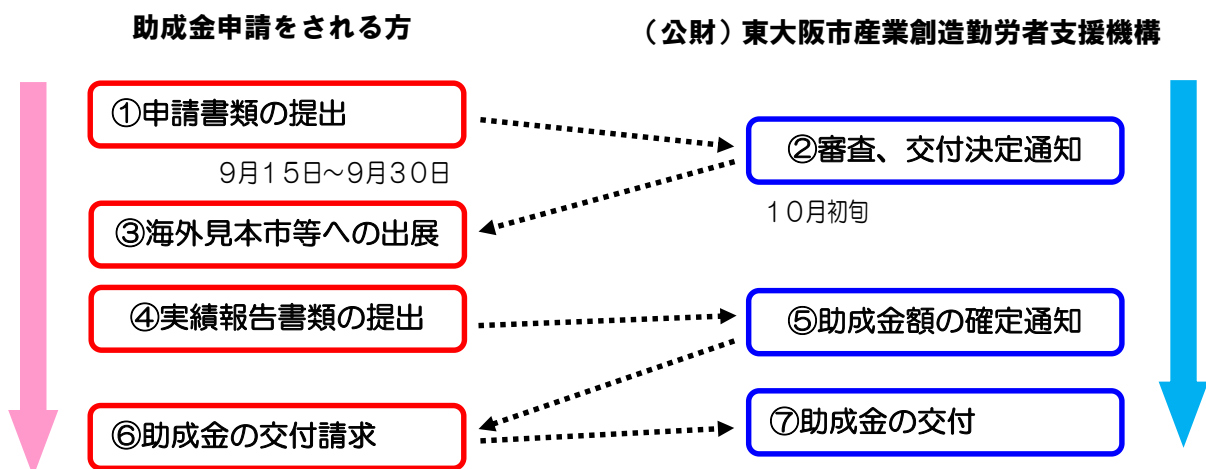
②【申請者から交付の申請があった助成金の合計額が予算の範囲を超える場合】

すでに本助成金の交付を受けたことがある申請者には、助成金を交付しないものとし、当該申請者以外の申請について、助成金の目的に沿っており、かつ、添付書類に不備がないときは、助成金を交付することが適当であると認めます。この場合において、交付する助成金の額は、予算の残額を助成金を交付することが適当であると認めた申請者の数で按分した額とします。

※ただし、申請者（役員を含む）が次のいずれかに該当する場合は、審査要件を満たしていても助成金の交付はいたしません。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2)東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

◇助成金申請から交付までの流れ



お問い合わせ先

公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17 ｸﾞﾗｲﾝﾄﾞﾝ・ｸﾞﾗ東大阪北館 3階 303号室

TEL: 06-4309-2301 FAX: 06-4309-2303